

令和6年陸別町議会第5回臨時会会議録（第1号）						
招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和6年10月16日	午前10時00分	議長	久保広幸	
	閉会	令和6年10月16日	午前10時48分	議長	久保広幸	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
出席 6人 欠席 1人 凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す ▲㊦ 公務欠席を示す	1	濱田正志	○			
	2	三輪隼平	○			
	3	渡辺三義	○			
	4	工藤哲男	○			
	5	中村佳代子	▲			
	6	谷郁司	○			
	8	久保広幸	○			
	会議録署名議員	工藤哲男		谷郁司		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 請川 議 浩			主任主査 竹島 美登里		
法第121条の規定により出席した者の職氏名	町 長	本田 学				
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副 町 長	今村 保 広		総務課長	丹崎 秀 幸	
	町民課長	遠藤 克 博		産業振興課長	菅原 靖 志	
	保健福祉センター次長	空井 猛 壽				
教育長の委任を受けて出席した者の職氏名						
農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第68号	専決処分の承認を求めることについて
4	議案第69号	重度心身障害者並びにひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
5	議案第70号	陸別町国民健康保険条例の一部を改正する条例
6	議案第71号	令和6年度陸別町一般会計補正予算(第6号)

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

◎開会宣告

○議長（久保広幸君） ただいまから、令和6年陸別町議会第5回臨時会を開会します。

◎諸般の報告

○議長（久保広幸君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

◎町長行政報告

○議長（久保広幸君） 町長から、行政報告の申し出があります。

本田町長、御登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 9月3日、9月定例会以降、本日までの行政報告を申し上げます。

お手元にお配りしております書面のとおりの内容ではありますが、口頭で一件御報告申し上げます。令和6年度介護保険料の徴収誤りについてであります。年金から特別徴収されている一部の被保険者の方に対し、令和6年度の保険料を過大または過少に徴収していたことが判明しました。対象の方は令和5年度所得確定により、保険料段階が大幅に変わった方であり、8月分年金から天引きされた保険料が該当となります。年金機構からの入金額と町の調定額に差があったことにより判明したものであります。誠に申し訳ありませんでした。

対象者は、特別徴収の対象者760人中12人で、過大徴収が5人で、総額12万1,600円、過少徴収が7人で28万500円であります。原因として年金機構に依頼する年金天引き額のデータを作成する過程で誤りがあり、本来の天引きする額が反映されていないデータを送付したためであります。対象者の方には、10月1日以降、担当職員が訪問して説明の上、過大徴収については順次差額を返納し、過少徴収については11月末、納期限の納付をお願いしたところであります。

本来あってはならない誤りであり、深く反省するとともに、今後このような誤りが発生しないよう再発防止に努めてまいります。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

○議長（久保広幸君） これで行政報告を終わります。

◎開議宣告

○議長（久保広幸君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（久保広幸君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、4番工藤議員、6番谷議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定の件

○議長（久保広幸君） 日程第2 会期の決定の件を議題にします。

本件については、本日、議会運営委員会を開催し、本臨時会の会期について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

三輪委員長、登壇願います。

○委員長（三輪隼平君）〔登壇〕 令和6年陸別町議会第5回臨時会の運営について、本日開催しました議会運営委員会において、慎重に協議しましたので、その結果について報告いたします。

本臨時会に、町長から提出のありました議案は、専決処分の承認1件、条例の一部改正2件、令和6年度補正予算1件の計4件であります。

よって、議案の内容を総合的に勘案の上、協議した結果、本臨時会の会期につきましては、本日1日間とすることに決定いたしました。

次に、議案の一括議題についてであります。議事の能率化を図る上から、提案理由が同一のものなどについては、一括して行うことといたしました。

よって、議案第69号から議案第70号までの条例の一部を改正する条例2件については、従前の例と同様に、提案理由の説明を一括して受けることとし、質疑、討論、採決は、それぞれ各議案ごとに行うことにいたしましたので御了承願います。

以上のおおりにありますので、議員各位におかれましては、特段の御理解と御協力をお願い申し上げ、報告いたします。

○議長（久保広幸君） お諮りします。

本臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のおおりに、本日1日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間とすることに決定しました。

◎日程第3 議案第68号専決処分の承認を求めることについて

○議長（久保広幸君） 日程第3 議案第68号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第68号専決処分の承認を求めることについてであります。衆議院議員総選挙の実施に伴いまして、予算を補正する必要が生じましたが、議会を招集する暇がないと認め、専決処分されておりますので、その内容につきまして議会に報告し、承認を求めます。

内容につきましては副町長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） それでは、議案第68号について説明させていただきます。

議案第68号の専決処分の承認を求めることについてでございますが、3ページをお開きください。令和6年度陸別町の一般会計補正予算第5号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ892万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億3,821万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

それでは、事項別明細書に移りたいと思います。歳出から説明いたしますので、7ページをお開きください。

2、歳出、2款総務費、4項選挙費、2目衆議院議員選挙費、892万3,000円の補正でございますが、全て衆議院議員総選挙にかかる経費となり、歳入で計上しております選挙執行委託金の対象であります。

1節報酬90万7,000円、選挙管理委員等の報酬でございます。3節職員手当等、207万1,000円、時間外勤務手当、11節役務費、35万円は郵送料等になります。12節委託料、122万1,000円は、ポスター掲示上の設置撤去等の委託でございます。13節使用料及び賃借料、このうち事務用機器借り上げ料19万8,000円は、投票用紙の計数機の借り上げ分でございます。17節備品購入費、374万円は、最高裁国民審査投票の読み取り集計機の1台分でございます。

9ページから13ページまでは給与費明細書となりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

続いて歳入に移ります。6ページお開きください。1歳入、10款地方交付税、1項1

目1節地方交付税、普通地方交付税132万3,000円、歳入歳出の財源調整分として計上しております。これにより、普通地方交付税の留保額が1億3,916万2,000円となります。14款国庫支出金、3項委託金、1目総務費委託金、2節選挙費委託金、760万円は衆議院議員の総選挙委託金です。

以上で議案第68号の説明を終わります。

以後、御質問にお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久保広幸君） これから、議案第68号専決処分の承認を求めることについて、令和6年度陸別町一般会計補正予算第5号の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について伺います。事項別明細書は6ページから8ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第68号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は、原案のとおり承認されました。

◎日程第4 議案第69号重度心身障害者並びにひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

◎日程第5 議案第70号陸別町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長（久保広幸君） 日程第4 議案第69号重度心身障害者並びにひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例から、日程第5 議案第70号陸別町国民健康保険条例の一部を改正する条例まで、2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第69号重度心身障害者並びにひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に

伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が交付されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

続きまして、議案第70号陸別町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が交付されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

以上、議案第69号から第70号について一括提案いたします。

内容につきましては、町民課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○町民課長（遠藤克博君）〔登壇〕 議案第69号について説明いたします。

議案説明書資料ナンバー1をお開きください。新旧対照表です。要点について説明させていただきます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が交付されたことに伴い、令和6年12月1日をもって被保険者証の発行が終了し、マイナンバーカードと一体化されることに伴い、被保険者証等の用語を使用している箇所を改める必要があることから、議決を求めるものであります。

以上で、議案資料の説明といたしまして、議案書14ページに戻ります。

本文については資料で説明したとおりでありますので、附則を読み上げます。

附則、この条例は令和6年12月2日から施行する。

続きまして、議案第70号について説明いたします。議案説明書資料ナンバー2をお開きください。新旧対照表です。こちらも改正の要点について説明させていただきます。

先ほどの議案第69号と内容的には同じなのですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が交付されたことに伴い、令和6年12月1日をもって被保険者証の発行が終了し、マイナンバーカードと一体化されることに伴い、被保険者証等の用語を使用している箇所を改める必要があることから、議決を求めるものであります。

なお、改正案につきましては、陸別町国民健康保険運営協議会に諮問し、異議なしとの答申を受けております。

以上で議案資料の説明といたしまして、議案書15ページに戻ります。

本文については資料で説明したとおりでありますので附則を読み上げます。附則、施行期日1、この条例は令和6年12月2日から施行する。（経過措置）2、この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定により、なお従前の例によることとされる場合における、この条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、な

お従前の例による。

以上で、議案第70号の説明といたします。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどお願いいたします。

○議長（久保広幸君） これから、議案第69号重度心身障害者並びにひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第69号重度心身障害者並びにひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

○議長（久保広幸君） これから、議案第70号陸別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 今回の条例改正を見ていて、字数にしたら大変複雑なのかもしれませんが、書かれている文書について質問をいたしますのでよろしくお願ひします。

というのは、15ページの条例提案の中に、簡単に私質問するのですが、また虚偽の届出をしたって言うのですけれども、事案としてはどういふのを虚偽と認めるのか、また話なのか。もしそういうのが見つかった場合には、どのような処置を考えているのか、返還を求めているということなのですが、そういった事例があるのかないのかについて質問いたします。

○議長（久保広幸君） 遠藤町民課長。

○町民課長（遠藤克博君） 御質問にありました虚偽の届出をしたという記載の中の虚偽についてですが、例えば、社会保険が切れて国民健康保険に加入しようとしたケースがあるとします。今日10月16日に手続きに来たとして、本当は半年前ぐらい、4月ぐらいに社会保険切れて、そのまま空白期間ができていたのだけれども、今日手続きに来

て、9月いっぱいまで社会保険に入っていましたとか、そういう社会保険に入っていた期間を偽って申請したりですとか、あと、町外から転入してきた例だとして、例えば3人家族で転入してきたと。それは、夫婦と成人している、子どもさんが3人で転入してきたときに、本当は全員国保加入なのだけれども、うちの娘は勤めているから社会保険入っているので、私たち夫婦2人で国保入りますとか、要は人数を過少して手続きを取るですとか、言葉どおり事実と違う内容で手続きをするということが例としては挙げられるのかなと思います。

それと、見つかった場合、どのような対応を取るかということですが、ちょっと関連して資料ナンバー2の新旧対照表の改正案という、要は左側、第16条に下線引いて、または虚偽の届出をしたと書かれていますけれども、または手前に届け出をせずという記載がありますけど、これに関しても、例えば虚偽ではないですけど、実際にあった例として国保に入っていた方が勤めるといふか、職場が変わって会社に勤めて社会保険等加入了と。それで、本来であれば国民健康保険を喪失する手続きが必要なのですが、それを忘れている、結局重複して加入していたというケースは実際にありました。それは往々にして、そういう方というのは世帯主とかではなくて、実際自分が税金を払っている立場ではない方にありがちなのですが、自分で払っていれば直接支払いに関係するので忘れないパターンが多いかと思うのですが、実際にあったのは、その娘さんというか、勤めた娘さんが会社に入ったのだけれども、国保の抜ける喪失の手続きをしないで重複していて、何か月も遡って喪失の手続きをしたと。国保税はその分、税額が変わりますので、還付したりですとか、結構な期間、本来であれば過料に相当するような期間というのも実際はあったのですが、もう10年以上前ですけど、そのときはそういう過料を課さず、多かった分を返したという実績はあります。虚偽の申請というかが分かった時点でも、どのようにするかというのは、ケースバイケースなのかもしれませんが、その悪質性といいますか、その状況によってその過料を課す課さないというのは、上と協議して決定していくのかなと考えております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 今の説明では、結局、被保険者がそのような手続きを取られていないで、簡単に言えば、国保から社会保険、社会保険から国保という、そういう変更の手続きをしていなかったというけど、實際上、住所をここに移して転居したときには、町民課で分かるわけでしょう。その場合、本人にきちんとそういう手続きをするような、あるいは事情を聞いて、そういう時間差がないようなことをやるのが僕、大事だと思うので、いきなり本人たち忘れたとか、できなかったとかいろんな事情によって、そして、ここにある罰則が10万円ですから、かなり大きい金額ですね。そういったことに至らないように常に担当の町民課はそういうことをしてほしいと思います。

それと、ここに特定の番号云々というのは、一般的に英語で言えば、マイナンバーとい

うことだと思えるのですよね。それが全国的にマイナンバーを利用する上でのトラブルというのは、こういうようなことだと数多くあるのですよね。

そういった意味合いでいくと、不確かな番号の紐付けて、本人もその番号が自分のものなのか、人のものなのか、いちいちチェックしないで利用したという場合もあるので、そういったことをきちんと担当というか、町民課の町民課、全国的には民生課とかそれだと思えるのですけれども、そういった意味合いのチェックを、やはり被保険者に代わってきちんと正しい利用の仕方、聞いた話によるとマイナンバーを持っていったけど、人の名前が出てきたとか、そういうような事例をきちんとチェックしたり、それから今問題になってきているのは、マイナンバーによってきちんと診療を受けたけど、今度薬局に持っていったら全然自分が今まで飲んだのと違うような薬が出てきたとか、そういう事例も聞いたことがあります。

ですから、そういったものがあつたときに、それは単なる被保険者の責任ではないと思うので、その辺をこのマイナンバーというのは結構複雑になっています。僕が聞いている範囲でも。

ですから、そういったことを、この小さい町といえども、被保険者、いわゆる町民のそういうものにならないようにして、最終的に単純に過料を課するってことはないと思いますけれども、10万円というのが、言い方は悪いけれども、やっぱり人意的ミスというのもあると思うので、その辺をどのように対応していくかについて伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 遠藤町民課長。

○町民課長（遠藤克博君） 今おっしゃられるとおり、マイナンバーカードに関する不具合といいますか、誤りといいますか、そういうのが報道されたりとかというのを耳にすることがあると思うのですけれども、町としても、その制度を過信することなくといいますか、そういう何かしらの間違いがマイナンバーカードの制度としてあるかもしれないという思いですとか、あと、国民健康保険ですとか、ひとり親の受給者証の制度の関係でも、日々そういう事務全般として誤りのないように日々努めているのですけれども、さらにそういう間違いのないような処理を今後していく必要があるのかなとは考えております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時28分

○議長（久保広幸君） 引き続き会議を開きます。

遠藤町民課長。

○町民課長（遠藤克博君） 先ほど質問にありました国民健康保険の手続き関係ですけれども、例えば転入してきたときに国保に入るという手続きであれば転入した日からの加入になるわけですが、転出する際は、町民でなくなれば陸別町の国保ではなくなるので、その転出日をもって国民健康保険を喪失すると。

あと、社会保険等が喪失したと、逆に社会保険が取得したというケースについては、全てではないですけども、事業所から通知が役場に来るのですけども、この方がこの日付で入ったとか抜けたとか、そういう場合は、それをもとに手続き来た方がいれば、事前にいただいた資料の日付で取得したり喪失させたりすると。

ただ、社会保険を喪失したからといって、全員が国民健康保険に入るとも限らないのですけども、違う事業所に勤める場合もあるかとは思いますが、いただいた資料をもとに確認行為したりですとか、先ほど申したとおり、それは全てではないので、分からないときもあるのですけども、それはちょっと把握できないので誰が来るべき人なのかということも分からないのですけれども、また最初に戻りますけども、転入の際については、国民健康保険入りたいという話があったときに、転入前にどうだったかという聞き取りもたしかしているはずなのですけども、例えば、陸別町に転入してくる前は、事業所に勤めて社会保険入ってたという場合は、ただ転入日が取得日じゃない可能性もあるので、それがまだ継続している場合もあまりケースはないのですけどあるもので、転入日前に切れてても、転入前に遡ることはないですが、そういう聞き取りですとか、確認行為を徹底しながら間違いのないようにしていきたいとは考えております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 今、担当課長が説明したように、間違いのないように、日々チェックなり点検なりしてほしいと思います。

そして、これから何がしかDXというのか、機械的にそれがあから大丈夫、やっぱり機械といえども、そして機械というのは結構ずるいんだよね。間違ってたら間違っただという答え出ない。やっぱりこれはヒューマンエラーをきちんとなくすために、今後のチェック事務をしていってほしいと思います。

言い方は失礼なのかもしれないけれども、こういう2,000人ちょっとの町の中で一人一人、また転入転出、そういうのはそんなにあるわけでないで、日々そういうものをチェックして、それこそ間違いというか、齟齬がないように、町民に不安を与えるような、不便さを感じないような、そういう体制を常にしてほしいと思います。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） 町民課長の説明にちょっと補足させていただきたいと思いますが、やはり転入転出時については、もう漏れがないように国民健康保険の入る、抜ける、そういうのも転入転出に合わせて処理できるものはもちろん処理をさせていただいておりますが、例えば、町民である期間、町民になってから、どこかのタイミングで議員御承知のとおり勤められたとか、そういう方は正直言って町としては把握できない部分があります。

しかし、かといって、それでこの条例で規定するような過料を本人が遅れたから、忘れたからといって、すぐ適用するとかいうような簡単なものではなく、こちらのほうでも

なるべくそういうような連絡、事業所から連絡いただくこともありますし、やはり本人が遅れてましたけども、2か月遡って、いつから勤めてましたとか、そういうときも当然あります。そこで、町としてもそういうものに対して遅れてる、いや、これ駄目ではないとかというような形ではなく、親身に沿うように相談に応じて、加入して国保を抜けたものについては遡って税金を還付させていただくと、そういうようなこともさせていただきましますし、加入が遅れたもの、たまたま忘れていたとか、そのような人も当然おりますので、そのような方にも親身になるようにして、条例では規定してございますが、この過料を簡単に扱うというようなことではなくて、もちろん条例にあることではございますが、慎重に取り扱っているのが実態でございます。

したがって、今後もそのようなことについては議員から言われたように、町民に寄り添って、様々なこと、遅れること、忘れること、そういうようなことが多々あるので、そういうことにも十分に対応して進めてまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第70号陸別町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第71号令和6年度一般会計補正予算第6号

○議長（久保広幸君） 日程第6 議案第71号令和6年度陸別町一般会計補正予算第6号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第71号令和6年度陸別町一般会計補正予算第6号ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,035万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億8,856万7,000円とするものであります。

内容につきましては、副町長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） それでは、議案第71号について説明させていただきます。

令和6年度陸別町の一般会計補正予算第6号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

事項別明細書から説明いたします。

歳出5ページをお開きください。2、歳出、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金、農業者緊急支援事業補助金4,734万2,000円。

内容を資料により説明したいと思いますので、議案説明書資料ナンバー3、農業振興総合対策事業を御覧ください。この事業につきましては、飼料、資材等の高騰、個体販売価格の下落等により、経営に大きな影響を受けた農業者に対する支援として、農業者緊急支援事業を実施し、酪農経営の安定を図るものでございます。

家畜飼養者に対して令和6年4月1日を基準日として、経産牛1頭7,000円、未經産牛、肉用牛、馬、ポニーは1頭4,000円の支援金でございます。飼養頭数及び積算根拠は資料に記載のとおりでございます。

7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、18節負担金補助及び交付金、小規模企業振興事業補助金、300万8,000円、当初見込み1,000万円を計上済みでございますが、現時点で1,300万8,000円が見込まれるため、不足額を補正するものでございます。

以上で歳出を終了し、続いて歳入に移ります。4ページをお開きください。

1、歳入。

10款地方交付税、1項1目1節地方交付税、普通地方交付税、5,035万円。これにより普通地方交付税の総額が20億1,658万7,000円となり、留保額は8,881万2,000円となります。

以上で議案第71号の説明を終わり、以後、御質問によってお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（久保広幸君） これから、議案第71号令和6年度陸別町一般会計補正予算第6号の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算補正全般について行います。事項別明細書は4ページから5ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

3番渡辺議員。

○3番（渡辺三義君） 5ページの7款商工費、1目商工振興費の18節負担金補助及び

交付金の300万8,000円、これについて数点お伺いしたいと思います。

今回、小規模企業振興事業ということで300万ほど追加補正されておりますが、最初に、今までの利用された件数、それと利用された内容について、内容については大まかでよろしいです、大まかにちょっと説明願います。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） それでは、ただいまの質問についてお答えいたします。

今年度の現時点までの申請状況につきましてですけれども、全部で今のところ28件の申請がございます。そのうち、内容につきましては、機械装置といたしまして、こちら、パソコン、チェーンソーや刈払機、その他計器等の機械装置について21件、広告宣伝は、看板、ホームページの改修等に3件、店舗等の改修、こちらは建物の店舗の修理、ボイラー、音響設備の更新等に利用されている件数が4件となっております。

今後の見込みといたしましては、7件等の新規の申し込み、受付がある見込みでございます。こちらの現状としては、内容については今のところを把握しておりません。

以上でございます。

○議長（久保広幸君） 3番渡辺議員。

○3番（渡辺三義君） 内容については分かりました。それで、この事業について、利用説明について、以前に言われたと思いますが、もう1回、この中身、運用についてちょっと説明願います。

それから、毎年これは継続的に受けられるのかどうか、その辺についてもお願いいたします。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） 本事業についての説明になりますが、説明の内容につきましては、こちら毎年、年度初めに事業者の皆様にお配りしているチラシ等の内容を説明させていただきます。

まず、補助の対象となる事業者といたしましては、町内で事業活動を行う小規模事業者ということで、陸別町商工会の会員、または今後会員になる予定のある方ということで、補助対象となっております。

補助金の対象事業といたしましては、先ほどの種別ごとでも説明いたしましたが、機械装置ということで、自動車等を除きたいわゆる機械、いろいろその他設備でございます。設備ではなく機械等のパソコンとかチェーンソーとかの機械になります。

広告宣伝費につきましては、消耗品を除くもので、先ほど申しましたホームページの更新、あと看板の設置等を見込んでおります。

展示会等の出展ということで、各種物産店の出展に係る経費、あと商品等開発ということで、名目のとおり、商品の開発に係る試作品等の経費等を助成しております。

そのほかに、店舗等改修ということで、店舗、専用住宅以外の建物、いわゆる店舗兼住宅等に係る部分についても対象としている事業でございます。

補助対象経費の2分の1を対象といたしまして、上限50万円と設定しておりまして、毎年度、一事業者につき1回限り使用できるということで、回数につきましては年度をまたげば、今のところ何度でも実施できるということになっております。

以上でございます。

○議長（久保広幸君） 3番渡辺議員。

○3番（渡辺三義君） 運用についても理解できました。

それで、この事業については、コロナ禍もあって商工業者に対する支援事業ということの一環だと思いますが、今回この中身を見たら補正予算を組むほど結構件数も増えてきております。

今後について、この事業というのは継続されていくのかどうか、その辺について考えがあればお願いいたします。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 商工業者に対してのということの中で、これからどうしていくのだということではありますが、一年一年総括をさせていただきたいと思います。

ただ、私の思いの中に、これは政策予算でありますから1,000万円でこういうふうにご利用があってということで、これはまるごと補助金ということではなくて、2分の1は負担されて、上限が50万円というルールでありますから、何でもかんでもということではなくて、やはり商工業者に対して店舗の改修だとか、今までそういう補助金等々がなかったのも事実であります。これが永遠なのか何かというのは、政策予算でありますので、きちんと総括させてから、また次の予算というのは当たり前の話なので、これがずっと続けていくのかという話になると、またそれは色々議論しなければいけないという部分であります。

ただ、今のところ、それをどこで中断しようだとかという考えは今は持っておりませんので、有効に使っていただいているのだなという認識で今はおります。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 歳出の5ページで農業関係で今回4,700万円、僕も農業関係事情それなりに聞いているのですけれども、こういうふうな中で切実な酪農家、ほとんどが陸別は酪農なのですけれども、そういった人たちの要望をこのように適時対策をとっているということは、僕はすごく評価したいと思います。

今後、陸別の1戸も減らさないという組合長なども言っていますが、やはり事情によって辞めざるを得ないけれども、これだけ配合が上がる、肥料が上がる、資材が上がるという状況の中で、行政として、今回ここでも先ほどの商工、お金と同じように、国からすると、そういうものを対策しないで、一般財源で補っていくという、そういった中でこの産業を守るという姿勢については、素晴らしいことだし、今後やってほしい

と思います。

それでちょっとお聞きしたいのですが、このいわゆる実施するとか、算定する場合で、年度中なのか年中なのか、その辺はどういうふうに、4月1日からを起算としているのですが、その辺の時間的なあれはどういう基準でいきますか。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） 基準なのですけれども、家畜の頭数の基準につきましては、今年度の4月1日、共済の加入状況により把握している数字を使用して、積算というか、算定しております。

以上でございます。

失礼しました。支給につきましては12月中を予定しております。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） これで質疑は終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから議案第71号令和6年度陸別町一般会計補正予算第6号を採決します。

お諮りします。

本案は現案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（久保広幸君） これで、本日の日程は、全て終了いたしました。

会議を閉じます。

令和6年陸別町議会第5回臨時会を閉会します。

閉会 午前10時49分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員